

小型車両系建設機械運転特別教育 (機体重量3t未満) 募集・実施要項

目次

本講習について	2
eラーニング（WEB講座）について	3
受講の流れ	4
実技について	5

主催
東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター（DMTC）

本講習について

本講習は、CIC（株式会社日本建設情報センター）が提供する**学科（eラーニング）**とDMTC（東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター）が実施する**実技**から成ります。

CICの学科（7時間47分）を受講し、実技講習（6時間以上）を修了したことを、実技教育修了を証する事業者（本講習では、DMTC）より認定されると、修了証が発行されます。

修了証は、実技教育修了を証する事業者が、署名をすることによって、学科+実技が修了したことを証明するものになります。

カリキュラム（安全衛生特別教育規定第11条に基づく）

学科：走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間45分
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2時間56分
運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間02分
関係法令	1時間04分
学科計（受講期間60日間）	7時間47分
実技： 実技計	6時間以上

* 労働安全衛生法第59条3項では特別な危険が伴う作業に従事するものには、安全衛生教育が義務付けられています。

eラーニング（WEB講座）について

厚生労働省より、インターネットを介したeラーニング等により安全衛生教育を実施することが可能になりました。**実技講習の前に、必ず規定の学科（WEB講座8時間）を修了してください。**

（必要な環境）

- ・インターネットが利用できる環境がある。
- ・カメラ付きのスマホ、PC、タブレットで受講ができる。
- ・受講生1名につき1アカウントが付与されます。1アカウントで複数人のご受講はできません。

顔認証システムによるWEB講座について

CICは、AI顔認証システムを導入しており、24時間いつでも、自宅・会社・出先などからオンライン受講が可能です。また、「受講者本人が、規定時間すべての教育を受講したか」を正確に特定することができるので、確実に受講者本人が学科教育を受けていることを保証します。

■ 顔認証システムの仕様

- ・受講前にカメラが起動し、受講者の顔が録画されます。
- ・登録された顔写真と受講中の顔は常に照合されます。
- ・カメラに顔が映らない場合、講義が自動停止します。
- ・早送り・スキップ・再生速度の変更はできません。
- ・視聴中に退席する、下を向くなど視線が外れたと判断された場合も動画が停止します。

修了証について

学科講習が修了しますと、修了証（本講習では、カード型修了証）がCICから発行されます。修了証は、実技教育修了を証する事業者が裏面に署名することにより、有効となります。実技終了後、DMTCが裏面に署名し、後日受講者様宛に郵送いたします。

表面

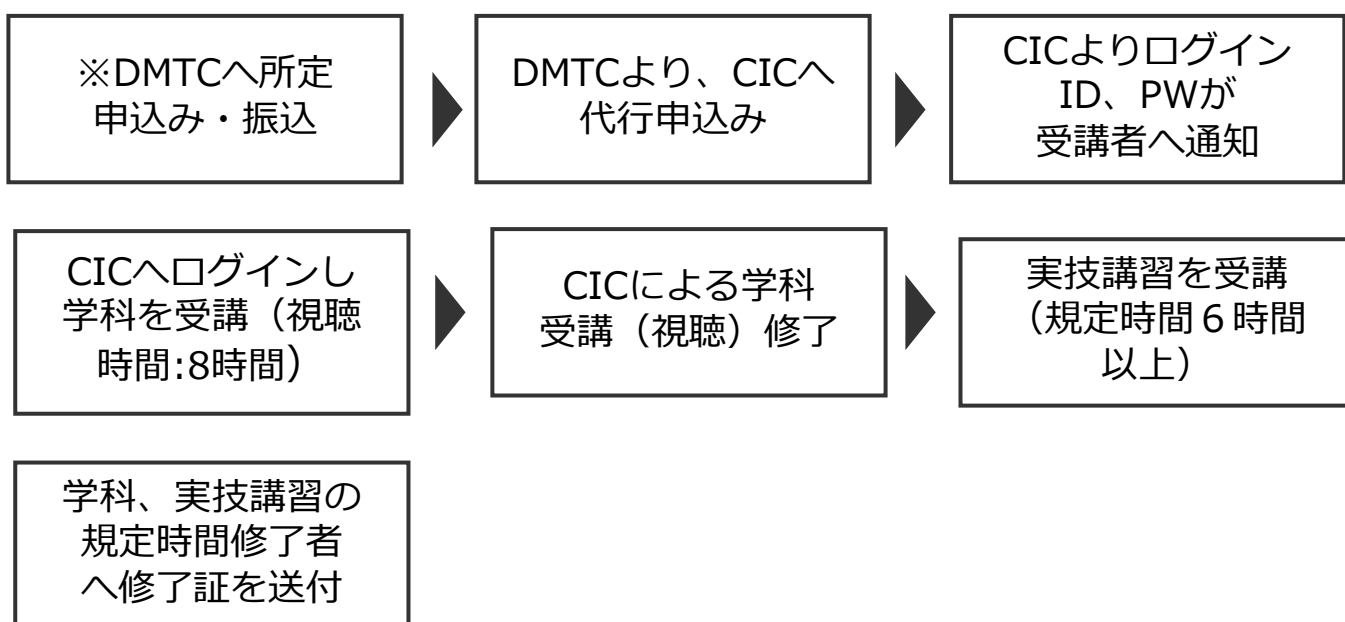
小型車両系建設機械の運転に係る特別教育修了証 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	
氏 名:	建設太郎
修了証番号:	000000-000000
交付年月日:	202×年×月×日
CIC 日本建設情報センター	

裏面

実施科目	実施時間
【学科教育】	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
関係法令	1時間
労働安全衛生法施行令第59条3項及び労働安全衛生規則第38条第9号に基づき、安全衛生特別教育規定第11条(学科教育)を修了したことを証明します。	
【実技教育】下記の実施責任者と同一場所にて6時間以上実施したことを証明します。	
実施事業者名	株式会社〇〇建設
実施責任者名	建設 太郎
実施日	2020年 1月 1日
※署名がない場合及び虚偽申告があった場合、実技教育の修了証明は無効となります。	

受講の流れについて

- ・申込みは、DMTCプログラム事務局を通して行ってください。
- ・申込方法詳細については、本webサイトでご確認いただけます。
- ・CICへ代理申込みを行うため、CICから受講のご案内が届くまでに少しお時間がかかる場合がございます。ご不明な点は、事務局までお知らせください。
- ・本実技講習では、保険に加入いたします。保険代理店への申込みは、DMTCが一括して行います。



実技について

実技は、十分な知識と経験を有する「実技実施責任者」を講師として選任し、講師と受講者は同一施設で必ず対面のもと、実際の機械器具を用いて6時間以上実施します。

実技の科目について

学習時間は教育規定で定められた時間であり休憩時間は含みません。

科目	教育時間
走行の操作	4 時間
作業のための装置の操作	2 時間

安全衛生特別教育規定第11条に基づく教育について

事業者は、機体重量が3t未満の車両系建設機械のうち、「整地・運搬・積込み用」及び「掘削用」の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をおこなわなければならないことが義務付けられています。

■ 車両系建設機械（整地用等）の機体重量が3t未満の機械

【機械表示の例】

PC35MR-2 油圧ショベル			
機体重量 t	2840	走行速度 km/h	4.6
支機出力 kW	21.7	掘削速度 m/min	4.6
仕 様	標準仕様	片側安全衛生法による最も不利な仕様	
機械総重量 t	3780	4340	
平均接地圧 t/m ²	3.8	4.4	
バケット容量 (バケット容積) m ³	0.044 ~ 0.13		
ブレードスコップ 最大重量 t	300		

「機体重量」とは、車両系建設機械から作業装置（バケツ等）を除いた乾燥重量（燃料、油類、水類が入っていない重量）であり、すなわち機械本体の重量をいう。

写真のようなプレートが機械に貼ってあるので、運転する際は必ず確認してください。

・主な機械

油圧ショベル（バックホウ）

ブルドーザー

ホイールローダー（トラクターショベル）

機体重量が3t以上の機械、基礎工事用、解体用などの機械は対象外です。

（重要）実技講習実施日に必要なもの

講習当日は下記をご用意ください。

- ・動きやすい服装（長袖、長ズボン、作業着等）
- ・軍手などの手袋
- ・ヘルメット
- ・雨合羽
- ・安全靴（無い場合は適切な靴）
- ・メガネ（ゴーグル）

※持参が難しい場合は、お知らせください。



詳細は、後日、参加者の方に送付されるガイドブックでご確認ください。

(ご参考)

タイムスケジュール(仮)

8:30 受付
9:00 ガイダンス
9:30 機械操作油圧ショベル、ホイールローダ-を2班に分かれて操作
12:00 昼休憩
13:00 重機操作
15:30 休憩
15:45 強化したい機械の操作
16:00 終了・閉会

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

DMTCプログラム事務局 (沼田研究室内)

sec-numa@iis.u-tokyo.ac.jp